

呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 4 月 3 0 日

呉市長 新 原 芳 明

呉市条例第 2 3 号

呉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

呉市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年呉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する延滞金の額の計算における年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。</p> <p>5 ~ 6 略</p>	<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する延滞金の額の計算における年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。 <u>（傷病手当金の支給に係る申請の受付事務）</u></p> <p>5 <u>本市は、第 2 条に定めるもののほか、当分の間、広域連合条例附則第 2 5 条第 1 項の規定による傷病手当金の支給に係る申請の受付事務を行うものとする。</u></p> <p>6 ~ 7 略</p>

付 則

この条例は、令和2年5月1日から施行する。